



平成20年4月から変わります！

●国民健康保険証のカードタイプ化（1人に1枚）

国民健康保険 被保険者証	
記号 和水 番号	有効期限
氏名	性別
住所	
生年月日 取得年月日	世帯主氏名 交付年月日
保険者住所 熊本県玉名郡和水町江田 3886	保険番号 431619
T E L (0968) 86-3111	保険者名 和水町

縦5.4cm 横8.6cm

- ・1人ずつ持つことができるので、病院での利用や旅行などでの携帯が便利になります。
- ・名刺サイズで小さくなりますので、なくさないように気をつけてください。

新しい保険証は配達記録により郵送いたします。
(3月末までに世帯に届きます。)

●健診（40歳～74歳の国民健康保険に加入されている方）

基本健診 ⇒ 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）及びその予備群の人を発見し、生活習慣病の必要度に
応じた保健指導が行われます。
受診者本人に適した指導が受けられるようになります。

* 社会保険加入者は、勤務先へお尋ねください。

●人間ドック補助（国民健康保険加入者）

○受診機関の限定

和水町健康管理センター、玉名地域保健医療センター、日赤熊本健康管理センター、山鹿中央病院、
山鹿市立病院、公立玉名中央病院附属健診センター、荒尾市民病院、済生会熊本病院健診センター

○対象者の変更

年度末年齢30歳以上 ⇒ 年度末年齢30歳以上75歳以下

※平成19年度に人間ドック補助を受けた方、特定健診を受診される方は補助対象外となります。

●病院にかかった場合の個人負担（70歳～74歳）

高齢受給者証の1割から2割への変更 ⇒ 1割（1年据え置き）

※現役並み所得者については、3割負担となります。

●退職者医療制度の廃止

会社を退職後に国民健康保険に加入していた方は、退職者医療制度で医療を受けていましたが、
原則、平成20年3月末で廃止となります。（ただし、65歳未満については特例あり）

- ・60歳～64歳：経過措置で退職者医療制度被保険者
- ・65歳～74歳：国保一般被保険者へ移行
- ・75歳～：後期高齢者医療制度被保険者

●国保税の特別徴収（65歳以上の一部国保世帯）

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）であって、年額18万円
以上の年金受給者については、原則として年金から差し引かれます。（平成20年10月から）

国民健康保険

75歳以上の方々へ
後期高齢者医療制度
についてお知らせです



本 庁 税務住民課国保年金係 内線519
総合支所 税 務 住 民 課 住 民 係 内線752
熊本県後期高齢者医療広域連合 TEL096・368・6511

Support

75歳以上の方々へ大切なお知らせです

後期高齢者医療被保険者証などを郵送します

～平成20年4月1日から、新たな「後期高齢者医療制度」が始まります～

平成20年4月から、県内に住所を有する75歳以上の全ての方（65歳～74歳で一定の障がいがあると認められた人を含みます。）は、『後期高齢者医療制度』へ加入することになります。

○保険証（被保険者証）について

この新しい制度では、被保険者一人ひとりにカード型の保険証が交付されます。保険証は、今年3月中旬から下旬にかけて、配達記録郵便などでお届けします。4月1日以降に医療機関で医療を受ける際は、この保険証が必要となります。（現在お使いの国民健康保険や社会保険の保険証、老人医療受給者証は使えなくなります。）

後期高齢者医療被保険者証		有効期限 平成21年 7月31日	
被保険者番号	00000000		
住 所	〇〇市〇〇 〇-〇-〇		
氏 名	広 域 太 郎	性 別	男
生 年 月 日	大正〇〇年 〇月 〇日		
資格取得年月日	平成20年 4月 1日		
発 効 期 日	平成20年 4月 1日		
交 付 年 月 日	平成20年 4月 1日		
一部負担金の割合	1割		
保 険 者 番 号	X X X X X X X X		
保 険 者 名	熊本県後期高齢者医療広域連合		

縦5.4cm 横8.6cm

◆同時に交付されるもの

- ①後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ②後期高齢者医療特定疾病療養受療証
- ※現在、老人保健制度でこれらの証を交付されている方は、手続きなしで自動的に交付されます。

○保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者一人ひとりに負担していただきます。この保険料の金額等を記載した通知書等を次のとおり送付します。なお、保険料の金額等については、町税務住民課へお問い合わせください。

平成19年9月末時点で国民健康保険に加入し、特別徴収に該当する方



保険料の通知書は
平成20年4月
に送付します。

平成19年9月末時点で
・被用者保険に加入し、被保険者本人であった方
・国民健康保険に加入し、普通徴収に該当する方



保険料の通知書は
平成20年7月
に送付します。

平成19年9月末時点で被用者保険の被扶養者であった方。



保険料の通知書は
平成20年10月
に送付します。

※保険料は原則として年金から差し引かれ（特別徴収）ますが、年金が年額18万円未満の方は個別に町に納めていただきます（普通徴収）。